

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合大瀬戸ショッピング発行の「商品券」につきましては、令和4年11月30日（水）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

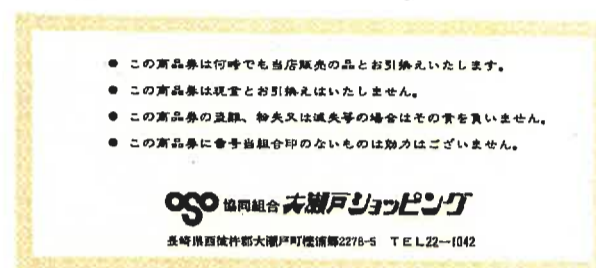
1.ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

商品券

(表面)



(裏面)



2.ご利用終了日

令和4年11月30日（水）まで

3.払戻しの申出期間

令和4年12月1日（木）～令和5年2月28日（火）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

4.申出及び払戻しの方法

【商品券を持参される場合】

加盟店(大瀬戸ショッピングセンター 松形屋)に未使用の商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

受付時間：平日 9:00～19:30、土日祝 9:00～18:30（定休日 毎月 6,16,26 日を除く）

【商品券を持参できない場合】

・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を協同組合大瀬戸ショッピング事務所までお電話にてご連絡ください。受付時間：9:00～18:00（日曜、祝日を除く）

・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「商品券払戻申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用の商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

協同組合大瀬戸ショッピング事務所（株）あべすや 内）

〒857-2303 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷 203 番地 1

電話 0959-22-0076